

長野市自然エネルギー普及協議会~~(仮称)~~設立総会次第

日 時 平成23年9月30日(金)
午前10:00～
場 所 国立長野工業高等専門学校(国立長野高専)
環境都市工学科棟2階ミーティングルーム

1. 開 会

2. 発起人代表あいさつ

3. 協議事項

第1号議案

設立趣意書に基づく長野市自然エネルギー普及協議会設立の
意思決定について

第2号議案

組織の名称および規約について 別紙1

第3号議案

役員等の選任について

第4号議案

平成23年度事業計画について

第5号議案

平成23年度予算について

その他

4. 閉 会

第 1 号議案

設 立 趣 意 書 ~~（案）~~

地球規模での地球温暖化防止やエネルギー問題への取り組みの必要性が注目されてきましたが、特に近年では、省エネルギーや節電の機運が高まり、国民的な運動へと広がりをみせてきました。化石燃料に大きく依存してきた私たちの生活や地域経済は、大きな転換点を迎えようとしています。

そうしたなかで、長野県内においては市民団体、地域企業、大学等と行政機関が協働して『自然エネルギー信州ネット』が発足されるなど、市民主導型・各主体間連携型の活動が活発化してきました。

これを契機に、長野市における環境保全をめざし、本市の環境特性に応じた再生可能な自然エネルギーによる地域密着型の事業モデルの構築を目的として、『長野市自然エネルギー普及協議会』を設立します。

平成 23 年 9 月 30 日

長野市自然エネルギー普及協議会
設立総会出席者一同

第2号議案

組織の名称および規約について

(1) 組織の名称

『長野市自然エネルギー普及協議会』~~(案)~~

(2) 規約~~(案)~~

別紙1のとおり

第3号議案

役員等の選任について

会長、副会長、理事、監事、事務局 別紙2のとおり

第 4 号議案

平成 23 年度 長野市自然エネルギー普及協議会

事業計画~~（案）~~

長野市内において、地域資源を活用した地域協働による自然エネルギーの普及および自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくりにむけて、下記の活動をすすめる。

- ①地域住民への自然エネルギーの普及啓発
- ②地域における自然エネルギーの事業化に関する調査研究
- ③自然エネルギー普及モデルの検討
- ④自然エネルギー普及モデルの運営支援および事業管理
- ⑤その他、本協議会が定める業務

※事業計画書~~（案）~~（別紙 3）参照

第5号議案

平成23年度 長野市自然エネルギー普及協議会

予算計画(案)

(平成23年9月30日～平成24年3月31日)

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
会費	60,000			10,000×6団体
補助金	0			
寄付金	0			
雑収入	0			
合計	60,000			

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
講師謝金	10,000			
会議会場費	5,000			
資料代	20,000			会議資料等
通信費	5,000			電話、切手代
報告書印刷費	20,000			報告書等
合計	60,000			

長野市自然エネルギー普及協議会規約~~（案）~~

平成 23 年 9 月 30 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、長野市自然エネルギー普及協議会（以下、「協議会」という。）という。

(事務局)

第 2 条 協議会は、事務局を特定非営利活動法人 CO2 バンク推進機構内に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は市民・市民団体、事業者、学校、行政等のさまざまな主体が連携し、長野市における地域循環型・地産地消型の再生可能な自然エネルギーの普及啓発を通じて、安全で安心して暮らせる持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- ①地域住民への自然エネルギーの普及啓発
- ②地域における自然エネルギーの事業化に関する調査研究
- ③自然エネルギー普及モデルの検討
- ④自然エネルギー普及モデルの運営支援および事業管理
- ⑤その他、本協議会が定める業務

第 2 章 会員等

(協議会の正会員)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 協議会の趣旨に賛同した長野市民で会長が入会を認めたもの
- (2) 協議会の趣旨に賛同した長野市に所在する団体等で会長が入会を認めたもの
- (3) その他会長が適当と認めた個人並びに団体

(賛助会員)

第6条 協議会は前条に定める会員とは別に、総会の議決権は持たないが、事業活動に参加協力できる賛助会員を設けることができる。

(会費)

第7条 協議会の会費は、総会にて定めた金額とする。

2 ただし、1口以上で上限は設けないものとする。会長が特に認めた場合は免除できるものとする。

(届出)

第8条 会員は、その氏名及び住所(会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第9条 協議会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第10条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、役員会において会長の諮問に応える

4 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、3年とする

2 交代又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 役員他、顧問を置くことができる。

2 顧問は総会において選任する。

3 顧問任期は3年とする。

4 顧問は、会長より相談ごとの申請があれば、その解決のために努力する。

第4章 総会

(総会種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会議長は、会長または副会長が行うものとする。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 正会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により
請求があったとき

(2) その他会長が必要と認めたとき。

(総会議決方法等)

第14条 総会は、正会員現在数の過半数の出席をもって成立する。

2 正会員は、総会においては、各1個の議決権を有する。

3 総会議事は、出席者の議決権の過半数を持って決し、可否同数のときは、
議長が決するところによる。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる
事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定及び変更に関する事。

(2) 事業報告及び収支決算に関する事。

- (3) 諸規定の制定及び改廃に関する事
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

(議事録)

第 16 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 5 章 事務局等

(事務局)

第 17 条 事務局および事務局長は、会長が任命する。

2 協議会の庶務は、事務局長が統括する。

(業務の執行)

第 18 条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、必要に応じて規程を設ける

第 6 章 事業計画・収支予算計画

(事業計画・収支予算計画)

第 19 条 協議会の事業計画および収支予算計画は、総会の議決を得なければならない。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 20 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 ただし初年度は設立の日から、翌年 3 月 31 日とする。

(資金)

第 21 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) その他の収入

第8章 協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第22条 この規約を変更する場合は、総会の承認を受けなければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第23条 協議会を解散する場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て協議会の目的と類似目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第24条 実施要綱その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成23年9月30日から施行する。

長野市自然エネルギー普及協議会(仮)会員名簿 (案)

No.	役職	氏名	所属団体	所属団体役職	担当	備考
1	会長	松岡 保正	国立長野工業高等専門学校 環境都市工学科	教授		団体 (学校)
2	副会長	滝澤 肇	長野森林組合	参事		団体 (組合)
3	理事	松下 隆志	長野県長野地方事務所 環境課	課長	環境保全係長 東方 夫美子 (主査)	団体 (行政)
4	理事	塚田 潤一	長野市環境部環境政策課	課長	環境政策課地球温暖化対策室 松本 至朗 (室長) 戸谷 文規 (係長)	団体 (行政)
5	監事	鈴木 克幸	長野市地球温暖化防止活動推進センター	事務局長	堀池政史 (政策部長)	団体
6	事務局長	宮入 賢一郎	NPO法人CO2バンク推進機構	理事長	亀山 寛 (主任研究員)	団体 (市民団体)

平成 23 年度 長野市自然エネルギー普及協議会 事業計画書(案)

1 事業概要

自然エネルギー資源に恵まれた長野市の特性に鑑み、これまでに蓄積された様々な知見を活かしながら、市民・市民団体、企業・金融機関、行政などといったさまざまな主体が協働し、地域主導型の再生可能な自然エネルギーの事業化を市民参加によって実施する方策を検討する。本事業により、災害にも強く安全で安心の暮らしに結びつき、かつ持続可能なエネルギー自給可能な地域づくりに寄与する自然エネルギー普及モデルを構築するものである。

2 事業内容

(1) 事業の背景・目的

地域に根ざした自然エネルギーの活用と利用を一連のサイクルとした地域循環型地産地消モデルを構築することにより、災害にも強く地球温暖化等の環境問題にも寄与し、さらに地域の雇用と経済循環を生み出すことができる。とくに地域住民の自律的な参加と、行政、企業、学校等さまざまな主体の連携により運営することにより自然エネルギーを軸とした“新しい公共の場”としてのモデルの観点も取り入れ、全県協議会である自然エネルギー信州ネットの組織力・ネットワークと連携しながら、地域に根ざしたエネルギーの戦略的な事業化を検討する。

そのためには、現状での自然エネルギーの技術開発や市民参加モデルの普及を阻害する要因を検証し、地域主導型の再生可能な自然エネルギーの事業化を確立する必要がある。

目標①：地域の環境特性に応じた再生可能な自然エネルギーで地域に密着した事業化

自然資源の豊富な本市では、環境特性や立地条件に見合った分散型の自然エネルギーの実用化の可能性が高い。こうした自然エネルギーは、生産に関する人材や技術、ノウハウの不足などといった供給側の課題と、地域での事業化が成立できるようなニーズが開拓されていないという需要側の課題などが影響し、市内においても実用化されている例は少ないのが現状である。

しかし特に森林面積を多く占める本市の特色から木質バイオマス（木質ペレット）が事業化可能な自然エネルギーと考えられ、安定供給と需要発掘の両面を念頭に地域に密着した事業モデルを構築していく。

目標②：地域での需要を広げるための新たな仕組みの構築

再生可能エネルギーの普及を阻む要因のひとつに、多額の初期投資の負担を敬遠する住民の意識がある。このため、初期投資の負担を緩和する手法として『初期投資ゼロ円』システム（リース型）を実用化する。これとあわせ、温室効果ガス削減による環境価値を還元できるインセンティブについても検討し、より導入意欲が高まる事業へと発展させるモデルを構築する。

県内外の事例を調査研究しながら、太陽光発電など幅広いエネルギー分野にも注目しながら、実用可能な方策を検討する。

事業実施により期待される成果・波及効果（イメージ）

■木質ペレットストーブの初期投資ゼロシステム事業モデル

